

令和6年度 葛飾区青少年問題協議会 議事要旨

日 時：令和7年2月10日 午後3時30分から午後4時30分

場 所：かつしかシンフォニーヒルズ 別館5階 レインボー

出席者：36名

会長（葛飾区長）、区議会議員3名、学識経験者26名、区教育委員1名、
区職員5名

会長： 大変寒い日が続いておりますが、そうした中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。青少年の健全育成は家庭での取り組みも含め、学校、地域、行政、皆で力を合わせて取り組んでいくことが不可欠です。

犯罪に関して、全体の件数はこの20年の間に7割から8割ほど減少してきておりましたが、ここ数年は増加傾向にあるという現状がございます。闇バイトの横行や薬物乱用の低年齢化なども問題となっておりますが、こうしたことにも対応していきます。また併せていじめや虐待などの課題もありますが、こうした課題にも取り組んだうえで地域力を向上させ、元気で明るい子どもたちの育成に取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

本日は令和7年度葛飾区青少年健全育成基本方針(案)について、意見をいただいた後、策定させていただきたいと思っております。以上を持ちまして、開会の挨拶とさせていただきます。

司会： それでは令和6年度青少年問題協議会を開会させていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

【配布資料の確認】

【出席委員及び出席幹事の紹介】

本日の議事の内容は、議事録作成のため、録音をさせていただきます。
予めご了承ください。

協議会は次第に沿って進めてまいります。こちらからの説明と情報交換の時間も含めまして、1時間程度を予定しております。ご協力のほど
よろしくお願いいたします。

またご発言の際は担当からマイクをお受け取りになられてから、ご
発言をお願いいたします。

では、これより議事は、本協議会の会長の青木区長が進行いたします。

会長： はじめに、亀有警察署から葛飾区内の犯罪の発生状況について説明していただきます。

幹事： 平素より警察にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

令和6年の葛飾区内の犯罪の発生状況については、プラスに推移しています。ただ全国規模では減っているという状況です。警察の見解としてはコロナ前の水準に戻りつつあるという状況です。

特殊詐欺については、去年の葛飾区内では104件の特殊詐欺を認知しております。被害額は4億5100万円でした。件数については微減ですが、被害額は大幅に増加しております。そのため、一件当たりの被害額が、大幅に増加しております。また特殊詐欺は、高齢者の被害が非常に多く、被害件数104件のうち、65歳以上の高齢者が被害にあった件数は75件でした。葛飾区内の65歳以上の人口が11万3390人であり、1530人に1人が特殊詐欺の被害に遭っています。

続きまして青少年に関する問題についてです。去年の亀有警察署においては、非行少年を113名預かっており、うち9名を逮捕しております。具体的な内容については、ガスパン遊びを行い、ガスの影響で幻覚を見てしまった少年が、暴行事件を起こした事案、亀有駅近くのコンビニエンスストアに17歳のクッターナイフを持った少年が押し入った強盗事件等があります。

また、大麻などの薬物の若年層への広がりが懸念されるようになっております。特に、高校生の年代を境にして増える傾向です。薬物使用のきっかけとしては、友達に誘われて始める事例が多いです。また大麻については、麻薬として扱われるようになったため、使用についても処罰するようになりました。今後の大麻使用に関しての少年の取り扱いについては増加していくと考えられます。

また、昨年度の亀有警察署においては闇バイトのご相談が複数寄せられました。地元の怖い先輩に誘われて断り切れず加担してしまうケースが多く、このような案件についても今後対策していく必要があります。

少年犯罪を取り巻く現況は非常に厳しいものとなっておりますが、葛飾警察署、亀有警察署及び関係機関各所と連携を取りながら事態に対処していく所存です。

会長： ありがとうございます。では、ただ今の「葛飾区内の犯罪の発生状況」

について、ご質問・ご意見がありましたら挙手をお願いします。

会長： 無いようですので、これより議事に入ります。まず、本日の議案「令和7年度葛飾区青少年健全育成基本方針（案）」について、事務局から説明いたします。

事務局：【令和7年度葛飾区青少年健全育成基本方針（案）の説明】

会長： ただ今の「基本方針（案）」について、ご質問・ご意見がありましたら挙手をお願いします。

会長： 令和7年度方針（案）につきまして、承認いただけますでしょうか。

会長： では、令和7年度方針を決定とさせていただきます。

会長： 続きまして、情報交換に移ります。ご報告事項がありましたら挙手をお願いします。

委員： 警視庁のホームページにて先週までの自転車事故の現況の資料を拝見いたしました。その資料によれば高齢者の方が事故に遭われるケースが多いようです。こうした現況にどう対応していくか警察で検討していただきたいです。

また、昨年度の会議の場でスマホを使用しながら自転車を運転している方への取り締まりを強化してほしいという話をしましたが、そもそも、自転車の交通ルールが、近年複雑化してきているため、子どもに教えるべき大人がルールを理解できず、交通ルールが守られていない状況にあると思います。そのためこうした交通ルールの見直しや周知も含めて推進していただければと思います。

幹事： 貴重なご意見ありがとうございます。現在、自転車のルールについては、道路交通法の改正により、交通ルールが厳しくなったことを受けて、社会的認知度が高まってきております。また警察署では小学校・中学校・高校において自転車の乗り方等の指導を行っています。

自転車は免許制度の対象外であるため広報や啓発、ルールの周知が難しいという現状にあります。そのため今いただいたご意見を担当に共有させていただき、今後対策を検討していきます。

自転車の年齢と事故の発生件数の因果関係については、データの蓄積不足ではありますが、引き続き取り締まり強化も含めまして対策を進めていきます。

会長： ありがとうございます。教育委員会でも、学校においてスケアード・ストレート方式で交通ルールの教育を実施しております。

また高齢者についても高齢者の交通安全に関する研究会を開催し、事故の危険性や事故を未然に防ぐ取り組みについての話し合いをしております。

高齢者も子どもたちも学んでいけるような取り組みをこれからも続けていきます。

委員： 昨年の秋ごろに自転車に関する道路交通法の改正があったと思うのですが、それに関連しまして自転車の酒気帯び運転の現況について警察の方にお聞きしたいです。

幹事： 自転車の酒気帯び運転については自動車よりも心理的なハードルが低いと考えられることから一定数はいるのではないかと考えられます。警察官が職務質問をした際も、自転車の酒気帯び運転をされている方は時々いらっしゃいます。

また、今まで自転車として認識されていた電動キックボードが、特定小型電動機付自転車となったため、酒気帯び運転に罰則が加わりました。しかしこちらも酒気帯び運転の心理的ハードルは低いと考えられます。

会長： 本日は熱心なご審議、情報交換ができました。葛飾区では人口が増えている現状であり、昨年の9月には47万人を超えました。また人口分布についても若い20代の女性や男性が増えている状況にございます。そのため、これからも青少年が元気に暮らしていける状況をしっかりと作ることで、葛飾区はさらに飛躍していくと思います。

こうした青少年の健全育成は最初にも申し上げたとおり、地域の力、そして皆で連携して取り組むことが非常に大切でございます。これからも皆様とともに力を合わせて子どもたちが元気に暮らせる葛飾区を作りますので、よろしく願いいたします。